

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

滑川市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 市内全域

#### (1) 現況

本市は、富山県の中央部からやや北東寄りに位置しており、富山湾に面する市の東側は早月川下流を境に魚津市に接し、南西側は郷川とこれを合流する上市川下流部を境界に上市町と富山市に接し、地形は、県南東部に壮大な山嶺を連ねる北アルプスを背景に、丘陵地形となっており加積山麓階とよばれる旧扇状地の台地群や上大浦を扇頂に扇端が海岸線に広がる新扇状地等によって構成されており、美しく豊かな自然環境を形成している。本市では、このような地形を最大限に生かし、稲作を中心とした集落ぐるみの農業を基本に展開し、実情に応じて大豆や園芸作物を適切に組み合わせるとともに、水田の高度利用を図る等、生産性の高い水田農業を振興し、農産物の生産力の向上を図っている。

一方、中山間地域では人口の流出や少子高齢化に伴い、集落機能の低下や農地・用水路等の維持管理に支障をきたしているほか、野生鳥獣による農作物被害が増加傾向にあり、鳥獣被害の軽減に努めている状況である。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本市では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を促進する区域	実施を推進する事業
①	浜加積地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	早月加積地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	北加積地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	東加積地区	法第3条第3項各号に掲げる事業
⑤	中加積地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑥	西加積地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑦	山加積地区	法第3条第3項各号に掲げる事業

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を促進する区域を定める場合にあっては、その区域**

設定しない。

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

1 農業者団体等による法第3条第3項各号に掲げる事業の取組の効果的な促進を図るためには、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要であり、地域の実情を踏まえた支援を行うことが出来るよう、関係機関が連携して支援の推進にあたるものとする。

2 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に際し市が必要と認める事項

(1) 対象農用地の基準

対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対

象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

棚田地域振興法第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域である東加積地区及び山加積地区を対象とする。

#### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 市町村長の判断によるもの

##### a 緩傾斜農用地

急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持するうえで必要な一団の農用地に限る。）

b 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合（棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。）

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む集落協定に係る高齢化率及び耕作放棄率が全国の中山間地域の平均以上とする（高齢化率 30% 以上、耕作放棄率：田 5% 以上、畑（草地を含む。） 10% 以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合  
等

#### (2) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。